

第7節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	負担割合	国 10/10
-------	--	------	---------

＜目的・事業内容＞

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

＜実績＞

令和5年度は、戦没者等の妻に対する特別給付金の請求受付及び交付を行った。
なお、戦傷病者へのJR乗車券交付はなかった。

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
戦傷病者関係（JR乗車券交付等）		0	0	0	0	0
特別弔慰金		—	619	227	169	0
特別給付金		0	0	4	2	3

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

＜目的・事業内容＞

本市出身の戦没者、戦災死没者の冥福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月頃に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

＜実績＞

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
戦没者数（柱）		961	809	816	745	693
戦災死没者数（柱）		111	103	103	94	92
遺族参加者数（人）		232	114	136	134	119

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間短縮・規模縮小して実施。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

＜目的・事業内容＞

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交

付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金等

(1)災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4 (災害援護資金の貸付 は国2/3 県1/3)
-------	---------------------	------	---

＜目的・事業内容＞

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害をうけた市民に災害障害見舞金の支給を、また被害を受けた世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉と生活の安定に資することを目的とする。

＜支給対象＞

① 災害弔慰金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により死亡した市民の遺族

② 災害障害見舞金の支給対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、市内において5世帯以上の住居が滅失するような災害により負傷し、又は疾病にかかり「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する障害が残った市民

③ 災害援護資金の貸付対象

- ・県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害の場合に、「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主
- ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」第10条第1項に掲げる所得要件に該当する者

(2)災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	負担割合	市10/10
-------	----------------	------	--------

＜目的・事業内容＞

本市の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害をいう）の発生に際し、市長が応急的に被災者の救助を行うため、当該災害の被災者及びその遺族に対し、見舞金及び弔慰金を支給する。

＜支給対象＞

① 災害見舞金の支給対象

- ・市内で発生した災害により、現に居住している建物が被害を受けた者（準半壊以上または床上浸水）
- ・市内で発生した災害により、災害により重傷を負った者（1か月以上の治療を要する者）
- ・支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

② 災害弔慰金の支給対象

- ・市内で発生した災害により、災害により死亡、行方不明になった者の遺族

- 支給条件：大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第3条に規定する災害弔慰金又は同条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

＜実績＞

- 令和2年7月豪雨災害に係る支給実績（R2～R4 累計）
 - 災害見舞金（重傷者分含む） 1,576件 61,982千円
- 令和4年7月台風4号に伴う大雨に係る支給実績
 - 災害見舞金 14件 553千円
- 令和5年6月30日大雨に係る支給実績
 - 災害見舞金 1件 40千円
- 火災等に係る支給実績

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
		支給対象世帯	1	7	10	2
災害見舞金	金額（千円）	45	257	390	70	405
	支給対象者	0	0	1	2	1
災害弔慰金	金額（千円）	0	0	100	200	100

（3）り災証明書・被災証明書

- 令和4年7月台風4号に伴う大雨に係るり災証明書・被災証明書を交付した。
 - り災証明書 70件（判定区分は、1件準半壊、69件準半壊に至らない（一部損壊））
 - 被災証明書 6件
- 令和4年9月台風14号に係るり災証明書を交付した。
 - り災証明書 3件（判定区分は、全て準半壊に至らない（一部損壊））
- 令和5年6月30日大雨に係るり災証明書・被災証明書を交付した。
 - り災証明書 4件
 - 被災証明書 6件

3 日本赤十字社事業

平成22年度より27年度まで、大牟田市社会福祉協議会に委託を行っていたが、平成28年度より市で、次の事業を推進している。

（1）日本赤十字社活動資金募集

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

＜目的・事業内容＞

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年5月の「赤十字会員増強運動月間」を中心に赤十字会員の増強と活動資金の募集運動を行う。

＜実績＞

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
目標額（円）	9,285,000	8,678,000	8,609,000	8,694,000	8,531,000	
達成額（円）	6,002,222	7,354,747	6,407,101	5,565,422	6,718,210	
達成率（%）	64.6	84.8	74.4	64.0	78.8	

※地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2)各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

思ひぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「幼児安全法」等の講習及び献血と命の大切さを学ぶ「青少年献血セミナー」を広く実施している。

<実績>

令和5年度は、子育て支援ボランティア等を対象に「幼児安全法」（3回、36名）、「救急法」（2回、3名）を実施した。

(3)災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布（又はタオルケット）・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配付する。

<実績>

令和5年度は、火災による被災世帯10世帯に対して救援物資を配付した。

(4)災害義援金等

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<実績>

災害義援金等名称	金額（円）
中東人道危機救援金（H27.4.1～）	54,853
バングラデシュ南部避難民救援金（H29.9.22～）	31,735
アフガニスタン人道危機救援金（R3.9.22～）	1,621
ウクライナ人道危機救援金（R4.3.2～）	260,349
2023年トルコ・シリア地震救援金（R5.2.9～）	152,722
2023年アメリカ・ハワイ火災救援金（R5.8.18～）	20,000
2023年モロッコ地震救援金（R5.9.12～）	728
2023年リビア洪水救援金（R5.9.14～）	420
イスラエル・ガザ人道危機救援金（R5.10.17～）	1,421
令和5年5月能登地方地震災害義援金（R5.5.10～）	602
令和5年台風第2号大雨災害義援金（R5.6.9～）	1,512
令和5年6月30日からの大雨災害義援金（R5.7.12～）	476
令和5年7月7日からの大雨災害義援金（R5.7.18～）	125,313
令和5年台風第6号災害義援金（R5.9.1～）	228
令和5年台風第13号災害義援金（R5.9.13～）	831
令和6年能登半島地震災害義援金（R6.1.4～）	7,342,728

※災害義援金等については、募金箱を設置し、報道発表・市のホームページで周知し、募金を呼びかけた。

(5) 血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

＜目的・事業内容＞

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実績＞ (単位：人)

区分	地域	職域	学域	街頭	計
献血申込者	1,203	935	455	2,134	4,727
不採血者	114	72	49	187	422
採血者	1,089	863	406	1,947	4,305

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	負担割合	市10/10
-------	-------	------	--------

＜目的・事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実績＞

年度 相談内容・件数	R1	R2	R3	R4	R5
退職に関すること	1	1	1	1	0
解雇に関すること	1	0	1	1	0
求職に関すること	5	1	3	2	1
労働条件に関すること	0	2	0	0	0
生活・融資に関すること	0	4	0	0	0
休業補償に関すること	0	1	0	0	0
雇用保険に関すること	1	0	0	0	0
職場環境に関すること	0	0	0	0	2
新型コロナウイルス感染症 に関連(助成金等)すること	—	40	0	0	0
その他	0	4	0	2	0
計	8	53	5	6	3

② 子育て女性等就業相談(県との共催)

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。※労働福祉会館において毎月第2木曜日開催

＜実績＞

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	13	4	2	6	6

③ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2)雇用対策

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

① 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田商工会議所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・福岡県立大牟田高等技術専門校
- ・大牟田市

＜事業内容・実績＞

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「ポマト」の情報提供
- ・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
- ・労働関係情報の提供（広報おおむた・ホームページに掲載、チラシの設置など）
- ・障害者・高齢者雇用優良事業所の表彰
- ・技能功労者、青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・若年者就職活動実践セミナーの開催
- ・みやま・大牟田地区みんなの労働相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報（労働ニュースの発行）
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の開催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の開催

(3)若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	負担割合	県 10/10
-------	--	------	---------

＜目的・事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

① 支給対象者は次の全てに該当する人

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、専修学校等に入校した年度の前年度に中学校又は高等学校を卒業した人、若しくは高等学校等を中退した人
- ・要綱に掲げる専修学校等に在学する人で、履修課程の学科が職業に必要な技術・技能の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業と結びつけようとする意欲が十分な人
- ・次のいずれかに該当する世帯
 - ・生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
 - ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けない人

- ② 市内の主な対象校（いずれも専門課程の学校ではない）
 ・大牟田医師会看護専門学校 看護高等課程・准看護科
 ・専修学校紫苑学院 家政一般課程・洋裁科
- ③ 貸付金額及び期間
 ・入校支度金…100,000円
 ・修学資金（月額）…専門課程53,000円、
 その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
 ・貸付の期間は、修学年限
- ④ 返還について
 ・無利息
 ・開始は、貸し付けが終了した月の半年後から
 ・期間は、貸し付け年限の3倍以内の期間（最長12年）

＜実績＞

年度 貸付件数・金額	R1	R2	R3	R4	R5
新規（件）	0	0	1	0	0
継続（件）	0	0	0	0	0
貸付金額（千円）	0	0	460	0	0

（4）大牟田市労働福祉会館運営

根拠法令等	大牟田市労働福祉会館条例	負担割合	市 10/10
-------	--------------	------	---------

＜目的・事業内容＞

働く市民の福祉の増進と市民文化の向上を図る。

※令和6年3月31日をもって貸館業務を終了。

令和6年4月1日、土地、建物を公共施設マネジメント推進課に移管。

＜施設概要＞

開設年月日	昭和53年6月2日
敷地面積	2,313.85 m ²
建築面積	1,212.77 m ²
建築延面積	3,298.80 m ²
構造	鉄筋コンクリート3階建（一部4階）
主な施設	中ホール（200人） 研修室（50人） 講習室（30人×2室） 会議室（30人、10人） 和室（10人×2室）
使用対象者	使用目的が会館の設置目的に沿うと市長が認めた者

＜実績＞

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
利用延人数（人）	21,868	12,265	22,507	16,150	23,619
使用料（千円）	6,179	5,668	6,937	5,215	6,241
利用件数（件）	621	466	779	426	518